

○学校法人芦屋学園役員報酬に関する規則

(目 的)

第 1 条 この規則は、学校法人芦屋学園(以下「学園」という。)の寄附行為第 36 条の規定に基づき、役員報酬、手当、退任慰労金及び旅費について必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事長、及び常務理事をいい、次号に該当する職員理事を除く。
- (3) 職員理事とは、学園の職員(学長、校長を含む)としての給与を支給している理事をいう。職員が理事となったときは、職員としての身分は継続し、理事在任期間は職員としての勤続年数に加える。
- (4) 非常勤理事とは、前 2 号以外の理事をいう。
- (5) 役員報酬等とは、報酬、賞与、退任慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、職員の給与規則及び退職金規則に基づくものを含まない。
- (6) 費用とは、役員として職務執行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費等)及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤理事に対しては、報酬、賞与及び退任慰労金を支給する。
- (2) 職員理事に対しては、役員としての報酬等は支給しない。
- (3) 非常勤理事及び監事に対しては、報酬のみ支給する。

(報酬額の算定方法)

第 4 条 常勤理事の報酬月額、別表第 1 のとおりとし、各理事の号俸は、理事会において決定する。

- 2 職員理事、非常勤理事及び監事に対する報酬の額は、別表第 2 のとおりとする。
- 3 新たに常勤理事又は監事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 4 常勤理事若しくは監事が退任し又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 5 常勤理事若しくは監事の月の中途における就任、退任、解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(賞与の算定方法)

第 5 条 常勤理事に対する賞与の額は、次のとおりとする。

- (1) 夏季賞与 報酬月額の 1 か月分
- (2) 年末賞与 報酬月額の 1 か月分
- 2 前項の支給については、法人の業績に著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

(退任慰労金の支給)

第 6 条 常勤理事が任期の満了又は辞任により退任したときは、その者に退任慰労金を支給する。

- 2 常勤理事が死亡により退任した場合の退任慰労金は、その遺族に支給するものとする。この場合において、遺族の範囲及び順位は、「国家公務員退職手当法」の例による。
- 3 前 2 号により支給する退任慰労金の額は、次条に定める算式により算定される額の範囲内で、理事会において決定する。

(退任慰労金の算定方法)

第 7 条 退任慰労金算定に係る基準報酬額は、常勤理事を退任した日のその者の報酬月額とする。

- 2 在任期間は、常勤理事として就任から退任までの年数で1年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。
- 3 退任慰労金は、第1項に規定する基準報酬額に、次に掲げる在任期間の割合を乗じて得た額の合計額の範囲内とする。
 - (1) 1年以上5年未満の期間については、1年につき100分の100
 - (2) 5年以上9年未満の期間については、1年につき100分の125
 - (3) 9年以上13年未満の期間については、1年につき100分の150
 - (4) 13年以上の期間については、1年につき100分の175
- 4 前項の規定にかかわらず、退任慰労金は、第1項に規定する基準報酬額に50を乗じて得た額を上限とする。

(報酬等の支給方法)

第 8 条 常勤理事の報酬等及び監事の報酬の支給日、支給方法、端数計算等については、給与規程、および退職金規程を準用し、「給与」とあるのは「報酬」に、「期末手当」とあるのは「賞与」に、「退職金」とあるのは「退任慰労金」に、それぞれ読替えるものとする。

(費用)

第 9 条 役員が職務執行のため出張した場合は、当該役員に対して旅費を支給する。旅費の額は、別表第3のとおりとする。

- 2 この規則に定めるもののほか、外国出張に関する事項並びに出張手続及び旅費の支給等について必要な事項は、旅費規則第2条を準用する。
- 3 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第 10 条 この法人は、この規則をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第 11 条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第 12 条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

芦屋学園役員報酬規程は、廃止する。

別表第1(第4条第1項関係)

常勤理事の報酬額

号俸	理事長	常務理事
1	月額 80 万円	月額 70 万円
2	月額 85 万円	月額 75 万円
3	月額 90 万円	月額 80 万円
4	月額 95 万円	月額 85 万円
5	月額 100 万円	月額 90 万円
6	月額 105 万円	月額 95 万円
7	月額 110 万円	

別表第2(第4条第2項関係)

常勤理事以外の役員の報酬額

職員理事	無報酬(給与規則に則り教職員としての給与のみ支給)	
非常勤理事	理事会等会議への出席	月額 20 万円
監事 (非常勤)	監事監査、理事会等会議への出席その他法人業務のための勤務	月額 20 万円

別表第3(第9条第1項関係)

旅費の区分		旅費額
鉄道賃		普通運賃
船賃		特等料金
航空賃		普通運賃
車賃		芦屋大学旅費規程に準ずる
日当	A	3,000円
	B	0円
	C	3,000円
宿泊料		12,000円~10,000円

備考:日当の欄のAは、宿泊を伴う出張の場合、Bは、宿泊を伴わない片道100キロメートル未満の出張の場合、Cは、片道100キロメートル以上の地域へ出張で、宿泊を伴わない場合とする。